

定 款 ・ 諸 規 定

< 目 次 >

特例民法法人 岐阜県臨床検査技師会定款	1 0 3
総 会 運 営 規 程	1 0 8
組 織 運 営 規 程	1 1 0
役 員 推 薦 規 程	1 1 4
会 計 事 務 取 扱 規 程	1 1 6
旅 費 規 程	1 1 9
表 彰 規 程	1 2 0
名 誉 会 員 ・ 表 彰 規 程	1 2 2
慶 弔 規 程	1 2 3
臨床衛生検査資料館運営委員会規則	1 2 4

社団法人 岐阜県臨床検査技師会

平成23年 3 月31日現在

特例民法法人 岐阜県臨床検査技師会定款

平成 5 年 4 月 1 日認可
平成 18 年 6 月 10 日一部改正
平成 19 年 6 月 3 日一部改正
平成 20 年 6 月 8 日一部改正
平成 25 年 2 月 28 日一部改正

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、特例民法法人岐阜県臨床検査技師会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を岐阜県岐阜市藪田南 3 丁目 5 番地10コスタ岐阜県庁前603号室に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、衛生思想の普及及び啓蒙並びに臨床衛生検査を通じての地域保健事業への協力を行うとともに、臨床衛生検査に関する技術及び知識の向上を図り、もって公衆衛生の向上と県民の健康の保持・増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 衛生思想の普及及び啓蒙に関すること。
- (2) 臨床衛生検査を通じての地域保健事業への協力に関すること。
- (3) 学会の開催及び会誌の発行に関すること。
- (4) 臨床検査及び衛生検査(以下「検査」という)に関する講習会、研修会及び研究会に関すること。
- (5) 検査及び検査技師の実態調査に関すること。
- (6) 検査方法及び検査施設、設備の標準化、能率化並びに検査精度に関すること。
- (7) 内外関係団体との交流に関すること。
- (8) その他この会の目的を達成するために必要な事業。

第 2 章 会 員

(会員の種類)

第 5 条 この法人の会員は、次の 2 種類とする。

- (1) 正会員 臨床検査技師又は衛生検査技師の資格を有し、この法人の目的に賛同して入会した個人
 - (2) 賛助会員 前号に掲げる者以外の者で、この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人
- 2 正会員をもって民法上の社員とする。

(入 会)

第 6 条 正会員又は賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第 7 条 正会員又は賛助会員になろうとする者は、総会において定めるところにより、入会金を納入しなければならない。

- 2 正会員及び賛助会員は、総会において定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出することにより、退会することができる。

- 2 会員が死亡し、又は解散し、若しくはこれに類する事実が生じたときは退会したものとみなす。

(除 名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、除名することができる。

- (1) この法人の名誉若しくは会員たる名誉を毀損し、又はこの定款に反する行為のあったとき。
- (2) この法人の目的に違背し、著しく秩序を乱したとき。

- 2 前項の規定により除名された会員には、その旨通知しなければならない。

- 3 第1項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第10条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金は、返還しない。

第 3 章 役 員 等

(役員の種類及び選任)

第11条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名
- (3) 常務理事 2名
- (4) 理 事 22名(会長、副会長及び常務理事を含む。)
- (5) 監 事 2名

- 2 会長、副会長、理事(会長及び副会長を除く。)は、総会の議決により正会員の中より選出する。

- 3 常務理事は、会長及び副会長を除いた理事の中から互選によって選任する。

- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

- 5 監事は会員以外から選任することができる。

(役員の仕事)

第12条 会長は、この法人を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐して会務を処理し、会長があらかじめ理事会の裁決を経て定めた順序により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

- 3 常務理事は、常務を処理する。

- 4 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。

- 5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員の仕事)

第13条 役員の仕事は、2年とする。ただし、補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。

- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第14条 役員に役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

2 前項の規定により、役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(顧問および参与)

第15条 この法人の事業達成のために、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が理事会の議決を経て委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じて、会議に出席し意見を述べるものとする。

4 参与は、学識経験を生かし、会長の要請に応じてこの会の行う重要な行事等に参画するものとする。

(事務局)

第16条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長1人及びその他の職員2人以内を置く。

3 事務局長及びその他の職員は、会長が任免する。

4 職員の事務分掌、給与等については、理事会の議決を得て会長が定める。

第4章 会 議

(種 別)

第17条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種類とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構 成)

第18条 総会は正会員をもって構成し、理事会は理事をもって構成する。

(権 能)

第19条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、この法人の運営に関し重要な事項を議決する。

2 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。

(2) 総会に付議すべき事項。

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(開 催)

第20条 通常総会は、毎年3月及び6月に開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、若しくは正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき又は監事が民法第59条第4号に基づいて招集したときに開催する。

3 理事会は、会長が必要と認めたとき又は理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったときに開催する。

(招 集)

第21条 会議は、民法第59条第4号の規定により監事が招集する場合を除いて、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項及び第3項の規定により請求があったときは、その請求があった日から30日以内に会議を招集しなければならない。

3 会長は会議を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の日の10日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

第22条 総会の議長は、その総会における出席正会員のうちから選出する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第23条 会議は、総会においては正会員の、理事会においては理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第24条 会議の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員又は理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第25条 やむを得ない理由のため会議に出席することができない正会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員若しくは理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 正会員又は理事の現在数
- (3) 出席した正会員の数又は理事の氏名
- (4) 議決した事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選出に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席した正会員又は理事のうちから、その会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(委員会の設置)

第27条 会長は、会務の執行に必要と認めるときは、委員会を設置することができる。

第 5 章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第28条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会 費
- (2) 入会金
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第29条 資産は、会長が管理し、その方法は会長が理事会の議決を経て定める。

(経費の支弁)

第30条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計年度)

第31条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第32条 この法人の事業計画及び予算は、毎会計年度会長が作成し、その年度開始までに総会の決議を得なければならない。

(暫定予算)

第33条 前条の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を得て予算成立の日まで前年度の予算に準じてこれを執行することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算は、毎会計年度会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録として作成し、監事の監査を経て、その会計年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

第 6 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第36条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認を得なければならない。

3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を碍、かつ、主務官庁の許可を待て、この法人と類似の目的をもつ法人に寄付する。

第 7 章 雑 則

(委 任)

第37条 この定款の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この定款は、この法人の設立の許可のあった日(平成5年4月1日)から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、第11条第2項及び第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、平成6年3月31日までとする。

3 この法人の設立当初の会計年度は、第30条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成6年3月31日までとする。

4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第32条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

総 会 運 営 規 程

第 1 章 総 則

(総 則)

第1条 社団法人岐阜県臨床検査技師会(以下「会」という)の総会運営は、定款及びこの規定の定めるところによる。

(司会者)

第2条 司会者は、会長が指名し、議長決定までの会議の責任をもつものとする。

(議長の選出)

第3条 司会者は、仮議長となって、議長を選出する。議長は2名とする。

(資格者査委員会)

第4条 議長は、出席者の資格を審査するため、資格審査委員会を設ける。

2 資格審査委員会は各地区ごとに選出された地区代表と、理事2名をもって構成する。

3 委員長は、地区代表の互選によって選出する。

(資格審査)

第5条 資格審査委員会は、総会出席会員及び書面出席会員の資格を審査し、委員長は資格審査の結果を総会に報告する。

(議事運営委員会)

第6条 議長は、会議を円滑に運営するため、議事運営委員会を設ける。ただし資格審査委員が兼ねることができる。

(議事運営委員会の任務)

第7条 議事運営委員会は、次の事項を審議し、その結果を総会に提案する。

- (1) 議事日程の時間の割り振りと変更
- (2) 来賓の祝辞と祝電の取り扱い
- (3) 会議混乱のときの収拾、その他事故ある場合の処置
- (4) 地区からの提案及び動議の受付ならびにその処置
- (5) 会場配布文章の取り扱い
- (6) その他、議事運営に必要な事項

(書 記)

第8条 議長は、会議の議事を記録するため、書記2名を任命しなければならない。

(議長の宣言)

第9条 議長は、総会の成立を宣言する。ただし、出席者が定数に満たないときは、休憩または散会あるいは延会を宣言する。

2 議長は、案件を議題するときは、その旨を宣言する。

(発言者)

第10条 会議で発言する場合は、議長に通告し、その指名を受けなければならない。指名を受けたときは、発言に先だち所属地区(または施設)、氏名を明確にし、発言終了後その要旨を書面で提出しなければならない。

(議案提出及び動議)

第11条 総会に議案を提出する場合は、その事由と要旨を会員数部印刷し、総会の10日前までに事務局長に送付する。

2 緊急の事情により総会当日提案する場合は、その事由と要旨を議事運営委員長に提出する。

3 予算を伴う案件については、必要とする経皮を明らかにした文章を添えなければならない。

(採 決)

第12条 採決を行なうときは、議長はその表決に付する問題を宣言しなければならない。

第13条 採決の順序は、議長がこれを決め、原案にもっとも遠い修正案より先に表決する。修正案がすべて否決されたときは、原案について表決しなければならない。

2 表決にあたっては、代理人の表決は委任された数を含む数とする。ただし委任を受ける数は1人10名以内とする。

第14条 表決は次の方法のひとつとする。

(1) 拍手 (2) 挙手 (3) 起立 (4) 無記名投票

第15条 表決を行った場合は、議長はその結果を宣言する。

(議事録)

第16条 議長は、議事録署名人を定め、総会終了後1ヶ月以内に会長に提出しなければならない。

(傍聴者)

第17条 傍聴者は定められた場所において傍聴する。

2 傍聴者の発言は、賛助会員に限り議長の指名により発言することができる。

(規定違反)

第18条 この規程に違反し、議長の注意に従わない者は、発言の停止あるいは退場させることができる。

(規定外事項)

第19条 この規程で定められていない事項が発生したときは、その都度総会にかけて定める。

(雑 則)

第20条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

(付 則)

第21条 この規程は平成5年4月1日から施行する。

組 織 運 営 規 程

第 1 章 総 則

第1条 社団法人岐阜県臨床検査技師会（以下「会」という）の組織及び運営は、定款によるほか、この規程の定めるところによる。

第 2 章 役 員

（役員の選任）

第2条 この会の役員の選任については、別に定める役員推薦規程による。

第3章 常務理事・部長会及び理事会ならびに委員会

（常務理事・部長会）

第3条 この会は、常務執行機関として常務理事・部長会をおく。

- 2 常務理事・部長会は、会長、副会長、常務理事及び部長をもって構成する。
- 3 常務理事・部長会は、会長が招集する。
- 4 常務理事・部長会は、定期的に開催する。ただし会長が必要と認めたときは、随時開催することができるほか、文書をもって会議に代えることができる。

（理事会）

第4条 この会は、会務の執行機関として理事会をおく。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。ただし、必要に応じ理事以外の会員の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 理事会は、定期に開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、随時開催することができるほか、文書をもって会議に代えることができる。

（役員推薦委員会）

第5条 役員推薦委員会は、定款第11条の役員候補者の選出にあたり、総会に報告する。

- 2 任務、構成及び運営については、役員推薦規程に定める。

（専門委員会）

第6条 この会に専門委員会をおくことができる。

- 2 専門委員会は、会長の諮問事項を調査し、この結果を答申する。
- 3 専門委員会の定数は理事会で定める。
- 4 委員は、会長が委嘱し、委員長は原則として委員の互選とする。
- 5 専門委員会は、会長が招集する。

第 4 章 部 と 運 営

（ 部 ）

第7条 この会には、次の部をおく。

- (1) 庶務部 (2) 会計部 (3) 組織調査部 (4) 学術部
- (5) 広報宣伝部 (6) 精度保障事業部 (7) 法人化対応部

（庶務部）

第8条 庶務部（事務局）においては、次の事務を司る。

- (1) 定款、諸規程に関すること。
- (2) 会員名簿に関すること。
- (3) 会務の報告に関すること。
- (4) 文書の収受ならびに発行に関すること。
- (5) 会議ならびに議事録に関すること。
- (6) 社団法人日本臨床衛生検査技師会との関係事務に関すること。
- (7) 事務所の管理に関すること。
- (8) 職員の人事に関すること。
- (9) その他各部の主管に属さないこと。

(会計部)

第9条 会計部においては、次の事務を司る。

- (1) 会計簿の製作及び保持に関すること。
- (2) 現金の保管出納に関すること。
- (3) 財政の確立に関すること。
- (4) 年度収支予算の編成に関すること。
- (5) 収支決算書の作成に関すること。
- (6) 毎月の経理状況に関すること。
- (7) 資産に関すること。
- (8) 社団法人日本臨床衛生検査技師会との会計事務に関すること。
- (9) その他会計に関すること。

(組織調査部)

第10条 組織調査部においては、次の事務を司る。

- (1) 会の啓発に関すること。
- (2) 会の事業についての調査研究に関すること。
- (3) 待遇改善に関すること。
- (4) 関係法規に関すること。
- (5) 地区活動に関すること。
- (6) 会員の親睦、レクリエーション及び福利厚生に関すること。
- (7) その他組織強化に関すること。

(学術部)

第11条 学術部においては、次の事務を司る。

- (1) 県民に対する衛生思想の普及、啓発に関すること。
- (2) 臨床衛生検査技能による地域保健事業に関すること。
- (3) 検査の精度管理に関する調査、研究及び活動に関すること。
- (4) 講習会、研修会及び芸術の交流、学会に関すること。
- (5) その他学術に関すること。

2 学術部には、次の検査研究班をおく。

1. 微生物検査研究班 2. 血清検査研究班 3. 血液検査研究班
4. 臨床化学検査研究班 5. 病理検査研究班 6. 細胞検査研究班
7. 生理検査研究班 8. 一般検査研究班 9. 公衆衛生検査研究班
10. 輸血検査研究班 11. 臨床検査情報システム研究班 12. 遺伝子染色体検査研究班

(広報宣伝部)

第12条 広報宣伝部においては、次の事務を司る。

- (1) 会報の編集、発行に関する事。
- (2) 会報及び文献紹介に関する事。
- (3) その他広報宣伝に関する事。

(精度保障事業部)

第13条 精度保障事業部においては、次の事務を司る。

- (1) 検査の精度管理に関する調査、研究及び活動に関する事。
- (2) 臨床検査の標準に関する事。
- (3) その他、臨床検査の総合的精度管理に関する事。

(法人化対応部)

第14条 法人化対応部においては、次の事務を司る。

- (1) 会の啓発に関する事。
- (2) 会の事業についての法人化研究に関する事。
- (3) 新法人化申請に関する事。
- (4) 定款改定に関する事。
- (6) 会員の法人化の理解に供する事。

(部 長)

第15条 部長（庶務部長は事務局長兼任とする）は会長が理事の中より委嘱し、第7条に定める各部の部長を担当し、その業務を遂行する。

- 2 前項の部長は、必要に応じ、理事会の承認を得て、正会員の中から部員を選出し、会長が委嘱する。

(事業の運営)

第16条 各部は、事業の運営について協議し、過年度経過報告ならびに新年度事業計画及び予算について会長に報告する。

- 2 会長は、総会で承認された収支予算に基づいて活動費を部局に交付することができる。
- 3 部は、活動費の収支を明確に、必要に応じて監査を受けなければならない。
- 4 各部は、会務執行状況を会長に報告する。

第 5 章 地区の運営

(地区の区分)

第17条 この会は、別表1. のとおり地区を区分する。

(正会員の所属)

第18条 正会員は、原則として勤務施設のある地区に所属するものとする。ただし、県内所属施設を有しない会員は現住所とする。

(地区担当理事)

第19条 各地区（別表1）には、別表2の通り地区担当理事を会員数50名に1名の割合で置く。

- 2 理事は、所属地区会員と連絡を密にし、定款第12条第4項の業務を遂行する。

(施設連絡責任者)

第20条 この会の運営を円滑にするために各施設に連絡責任者をおく。

- 2 前項の施設連絡責任者は、各施設で選出し総会終了後10日以内に所属する各地区担当理事まで報告する。
- 3 施設連絡責任者は、入会促進、会費の納入及び諸通信連絡の円滑を図るものとする。

第 6 章 会 費

(会 費)

第21条 定款第7条による入会金及び会費は次のとおりとする。

正会員

- | | | |
|---------------------|----------|---------|
| (1) 社団法人岐阜県臨床検査技師会 | 入会金 | 500円 |
| (2) 社団法人岐阜県臨床検査技師会 | 会 費（1ヶ年） | 10,000円 |
| (3) 社団法人日本臨床衛生検査技師会 | 入会金 | 2,000円 |
| (4) 社団法人日本臨床衛生検査技師会 | 会 費（1ヶ年） | 10,000円 |

賛助会員

- | | | |
|----------------|----------|---------|
| 社団法人岐阜県臨床検査技師会 | 会 費（1ヶ年） | 30,000円 |
|----------------|----------|---------|
- 2 前項の入会金及び会費の変更は、それぞれ総会で決定された金額とする。
 - 3 会員の会費納入は、社団法人日本臨床衛生検査技師会へ納入する。
 - 4 正会員の会費納入は、毎年度開始前にこの会に納入しなければならない。

第 7 章 雑 則

第22条 この規程は、理事会の決議を得なければ変更することはできない。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

別表 1

岐 阜 地 区	岐阜市・各務原市・羽島市・瑞穂市・山県市・本巣市・羽島郡・本巣郡
西 濃 地 区	大垣市・海津市・揖斐郡・不破郡・安八郡・養老郡
飛 騨 地 区	高山市・飛騨市・下呂市・大野郡
中 濃 地 区	関市・美濃市・美濃加茂市・可児市・郡上市・可児郡・加茂郡
東 濃 地 区	多治見市・土岐市・瑞浪市・恵那郡・中津川市

別表 2

岐 阜 地 区	4
西 濃 地 区	2
飛 騨 地 区	2
中 濃 地 区	2
東 濃 地 区	2

役 員 推 薦 規 程

第 1 章 総 則

（目 的）

第1条 この規程は、定款及び組織運営規程に基づく役員の選出について定める。

第2条 役員は、役員推薦委員会の推考により総会で選任する。

第3条 役員の任期は、定款の定めるところによるが、その改選などによる交代は6月期通常総会時とする。

第 2 章 組織及び運営

（役員推薦委員長）

第4条 この会の役員を推薦するため、役員推薦委員会をおく。

2 役員推薦委員会は、各地区正会員の互選とし、地区別定数は2名とする。

3 役員推薦委員会は、委員10名をもって組織し、委員長は委員の互選とする。

4 委員長は、委員の氏名を会長に報告しなければならない。

5 役員推薦委員会が、役員推薦委員会で役員に推薦されたときは、役員を辞任しなければならない。この場合、辞任した委員の所属する地区では、新たに委員を選任し、委員長に届け出なくてはならない。

6 役員は、役員推薦委員会を兼ねることはできない。

（委員長の任務）

第5条 委員長は、役員推薦委員会を代表し、選挙の管理ならびに役員の推薦に関する業務を統括する。

（委員の任期）

第6条 委員の任期は、2年とし、6月期通常総会の翌日から2年後の6月期通常総会までとする。委員に欠員が生じた場合は補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

（構 成）

第7条 委員会は、役員推薦委員により構成する。

2 委員会の議長は、委員長とする。

3 委員会は、委員長が招集する。

4 委員会は、構成委員の半数以上の出席により成立する。

5 委員会の議事は、出席者の過半数の賛成により決し、同数の場合は議長がこれを決する。

第 3 章 立候補と推薦

（候補者）

第8条 役員候補者は、立候補及び推薦とする。ただし推薦の場合は、候補者の承諾を得なければならない。

（立候補）

第9条 役員候補者は、地区推薦委員に役職名を指定した期日までに届けでなければならない。

（役員推薦）

第10条 地区において役員を推薦するとき、役員推薦委員会は地区正会員の中から選考しなければならない。

2 理事（会長、副会長及び常務理事を含む）の定数は、22名とする。監事の定数は、2名とする。ただし、地区担当理事は別表1の区分より別表2の定数で選出し、他の7名は会長推薦とする。

3 会長、副会長ならびに監事を推薦しようとするときは、全地区の中から選出しなければならない。

第11条 会長、副会長ならびに監事を推薦するときは、役員推薦委員会は、各地区より推薦された者から定数を選出しなければならない。ただし、役員が定数以上の場合で推薦により選出できないときは、選挙により選出する。

2 選挙する場合は、投票用紙、投票日、候補者名簿その他選挙に関する必要事項は、役員推薦委員会が別に定める。

（役員の補充）

第12条 役員に欠員を生じて、後任者の選出を行う場合、第2条、第9条、第10条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 会長、副会長ならびに監事については、役員推薦委員会の推薦に基づき理事会で選出し、すみやかに総会を開催し承認を得る。

(2) 理事については、欠員が生じたときは、役員推薦委員会の推薦により理事会で承認する。

第4章 雑 則

（雑 則）

第13条 この規定で定められていない事項で必要なときは、委員会において定め、理事会の承認を得なければならない。

第14条 この規定を改廃するときは、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規定は、平成18年6月10日から施行する。

この規定は、平成21年4月1日から施行する。

別表1

岐 阜 地 区	岐阜市・各務原市・羽島市・瑞穂市・山口市・本巣市・羽島郡・本巣郡
西 濃 地 区	大垣市・海津市・揖斐郡・不破郡・安八郡・養老郡
飛 騨 地 区	高山市・飛騨市・下呂市・大野郡
中 濃 地 区	関市・美濃市・美濃加茂市・可児市・郡上市・可児郡・加茂郡
東 濃 地 区	多治見市・土岐市・瑞浪市・恵那郡・中津川市

別表2

岐 阜 地 区	4
西 濃 地 区	2
飛 騨 地 区	2
中 濃 地 区	2
東 濃 地 区	2

会 計 事 務 取 扱 規 程

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社団法人岐阜県臨床検査技師会の定款第5章に基づき、本会の収支の状況、財産の状況を明らかにし、会計事務を適正かつ効果的に行う為に必要な事項を定めることを目的とする。

(会計の原則)

第2条 本会の会計は、法令、定款及びこの規定の定めによるほか、公益法人会計基準に準拠して処理を行わなければならない。

(会計の単位)

第3条 会計は、勘定科目に基づき、収入と支出に区分して行うものとする。

2 収入は、一般収入と特別収入とに分けて行い、一般収入と臨時的な収入の特別収入は別に経理するものとする。

3 支出は、一般支出と特別支出とに分けて行い、一般支出と臨時的な支出の特別支出は別に経理するものとする。

(会計担当者)

第4条 会計担当者は、会計部長があたる。

(会計年度)

第5条 本会の会計年度は、定款に定める事業年度にしたいがい、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第 2 章 勘定及び帳簿

(勘定科目)

第6条 本会の取引は、別に定める勘定科目により処理する。

(帳簿の種類)

第7条 帳簿の種類は、次の通りとする。

(1) 現金出納帳

(2) 預金出納帳 ア. 銀行預金出納帳 イ. 振替預金出納帳

(3) 収入支出基本台帳 ア. 収入の部 イ. 支出の部

(4) 備品台帳

(5) 固定資産台帳

(6) 有価証券台帳

(7) 積立金台帳

(帳簿への記入)

第8条 取引はすべてその取引の正当なことを証すべき証拠書類によって関係帳簿へ記載しなければならない。

(証拠書類の整理)

第9条 収入支出の証拠書類は、日付順に月ごとに区別し整理しなければならない。

(帳簿の保存)

第10条 帳簿、伝票、書類等の保存は、次の通りとする。

- (1) 予算決算書類 永久保存
- (2) 会計帳簿、伝票 10年保存
- (3) 証拠書類 5年保存
- (4) その他の会計書類 5年保存

2 前項の期間は、決算日の翌日から起算し、処分する場合は会計責任者の承認を受けてから処分するものとする。

第 3 章 予 算

(目 的)

第11条 予算は、明確な事業計画に基づき、資金の調整をはかり編成し、円滑な事業活動を運営することを目的とする。

(予算編成)

第12条 本会の事業計画とは、毎会計年度開始前に作成し、総会の承認を得て会長が定める。

2 前項の事業計画書及び予算書は、主務官庁に届け出なければならない。

(予算の執行)

第13条 予算の執行は、会長が行うものとする。

(予備費の計上)

第14条 予測しがたい支出に充てるため、予備費を計上することができる。

(予算の流用)

第15条 予算の執行にあたり、会長が特に認めたときは、中科目相互においては、資金を流用することができる。

(予備費の使用)

第16条 予備費の支出が生じたときは、会長の承認を得て実行し、理事会に報告をしなければならない。

(予算の補正)

第17条 予算の補正が生じたときは、会長は補正予算を作成し、総会の承認を得て、主務官庁に届け出なければならない。

第 4 章 出 納

(出 納)

第18条 金銭の出納、保管については、会計責任者があたる。

2 金銭を出納したときは、日々所定の金融機関に預け入れ、支出に充ててはならない。

3 支払いは、原則として横線小切手又は銀行振込とする。但、少額の場合は現金でもよい。

(預金名義及び公印管理)

第19条 預金の名義人は、会長とする。

2 出納に使用する印鑑は会計責任者が保管し、押印するものとする。

3 金融機関との取引を開始、又は廃止するときは、会長の承認を得なければならない。

（手元現金）

第20条 会計責任者は、日々の現金支払いに充てるため、必要最小限度の手元現金を置くことができる。

（残高照合）

第21条 金計責任者は、現金残高を毎日出納簿の残高と照合しなければならない。

2 預貯金については、原則として月に1回預貯金通帳の残高と帳簿残高を照合しなければならない。

3 預貯金については、毎年9月30日と3月31日現在の残高証明書を入手することとする。

第 5 章 決 算

（決算書類の作成）

第22条 本会は、毎会計年度終了後、速やかに事業報告書及び次の決算書類を作成し、総会の承認を得て、主務官庁に報告しなければならない。

(1) 収支計算書

(2) 貸借対照表

(3) 財産目録

（監査及び報告）

第23条 前条の決算書類は、監事の監査を受け、総会の承認を得て、事業報告書とともに主務官庁に報告する。

（改 廃）

第24条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得て行うものとする。

（施行細則）

第25条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の承認を得て会長が定める。

（付 則）

第26条 この規程は、平成5年4月1日から施行する。

旅 費 規 程

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社団法人岐阜県臨床検査技師会の会務のため出張する会員、その他の者に支給する旅費に関し、当会の予算事情を勘案し、その支給基準を定め予算の適正かつ効率的な支出を図ることを目的として定める。

(旅費の支給)

第2条 本会の会長その他の者が会務のために出張した場合は旅費を支給する。

(旅費支給の手続)

第3条 旅費支給を受けることが必要な時は、出張者氏名、用件、出張先、出張出発日帰着日を申請書に記載し、会長の承認を得なければならない。

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓費、燃料代、高速道路料金の9種類とする。

(旅費の計算)

第5条 旅費の計算には、平日の場合は出張者の所属する施設を、休日の場合は出張者の自宅を基点とする。出張が岐阜県内にとどまる場合、基点からの最も経済的な経路の自家用車の燃料代を支給する。総往復距離が100kmを超え、当該経路に高速道路が存在する場合は高速道路料金を支給する。出張が岐阜県外に及ぶ場合は、基点からの最も経済的な通常の経路及び方法により要する旅費により計算する。

2 日当、食卓費は日数に応じ、宿泊料は夜数に応じ支給する。

(出張日数)

第6条 出張日数は会務のため要した日数による。ただし天災等やむを得ない事情により行動できない場合はその日数を加算する。

(旅費の額)

第7条 旅費支給額は、別表支給基準表による。

(旅費の制限及び取り扱いの特例)

第8条 旅費は、会長もしくは各部長の命じたものを優先して支給調整でき、時宜により旅費の一部もしくは全部支給しないことがある。

2 出張中会務のため要した費用で、会長の承認を得たものは、その実費を支給する。

3 特別の事情で、この規定によることができないものについては、常務理事会で処理する。

(規定の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て行なう。

(雑 則)

第10条 この規程の施行に関して必要な事項は、理事会の承認を得て会長が定める。

(付 則)

第11条 この規程は、平成5年4月1日から施行する。

2 この改正規定は、平成22年8月1日から施行する。

別 表 旅費支給基準

鉄道賃・船賃・航行賃・車賃	運賃実費
特急料金・急行料金	100km以上の場合実費
日 当	1日1,000円
宿泊料	実費(10,000円を限度とする)
食卓費	1食 1,000円以内
燃料代	おおよその距離を地図上で算定し、ガソリン代として200円/10km/ℓで計算し10円以下は切り上げる
高速道路料金	最寄りの区間の往復高速料金

表 彰 規 程

第 1 章 総 則

（設 置）

第1条 社団法人岐阜県臨床検査技師会（以下会という）の行う表彰は、この規定の定めるところによる。

（目 的）

第2条 この規定は、本会事業の推進に功績のあった正会員ならびに賛助会員に会長が謝意を表することを目的とする。

（種 類）

第3条 この規定に基づく種類は次の各号とする。

- (1) 功労者表彰
- (2) 特別表彰
- (3) 感謝状

（表彰の決定）

第4条 前条各号の該当者または該当団体については、理事会の議決を経て会長が被表彰者を決定する。

2 表彰の申請は地区担当理事から会長に申請する。

第 2 章 功労者表彰

（基 準）

第5条 功労者は、この会の発展に顕著な功績があり、継続して30年以上在籍し、且つ60歳に達した者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、叙勲、褒章、厚生労働大臣表彰等を受けた者は除く。

- (1) この会の定款11条に定める役員を経験年数が合わせて6年以上である正会員。
- (2) この会の学術部・検査研究班班長を通年4年以上務め、且つ副班長歴が2年以上である正会員。

第 3 章 特別表彰

（基 準）

第6条 この表彰規定第3条第1号の規定に該当しないもので、会長が特に認めた場合は、特別表彰者として理事会で審査し、これを議決する。

第 4 章 感 謝 状

（基 準）

第7条 賛助会員としてこの会に継続して10年以上在籍し、この会の事業推進に顕著な功績のあった団体。

第 5 章 表 彰

（表彰方法）

第 8 条 表彰は、次の各号により行うものとする。

- （1） 功労者表彰および特別表彰は、毎年開催するこの会の定期総会で行う。
- （2） 感謝状は、創立後、10周年単位で行うことを原則とする。ただし、特に必要と認めた場合は、5周年単位で行うことができる。

第 9 条 表彰は、会長が表彰状を授与し、記念品を添えることができる。

（雑 則）

第10条 この規定は、理事会の議決を得なければ改廃できない。

（附 則）

第11条 この規定は、平成5年4月1日から施行する。

- 2 この改正規定は、平成20年6月9日から施行する。

名 誉 会 員 ・ 表 彰 規 程

(総 則)

第1条 社団法人岐阜県臨床検査技師会(以下「会」という)の名誉会員の審査及び推薦について定める。

(審査及び推薦)

第2条 前条の名誉会員選考審査、及び推薦は理事会が行う。

2 推薦のあった候補者の決定は、総会の承認を経なければならない。

(基 準)

第3条 名誉会員、会の発展に顕著な功績があった者で、次の各号に該当する者とする。

- (1) 継続して30年以上、この会の会員である事
- (2) 年齢が60歳以上である事
- (3) この会の役員(会長・副会長・常任理事・理事・監事)の経験を有し、経験年数が合わせて15年以上である事
- (4) その他理事会が必要と認めた者

(表彰の時期)

第4条 表彰は、定期総会又は必要によりその都度行う。

(処 遇)

第5条 名誉会員には次の処遇を行う。

- (1) 本会の運営について、必要に応じ意見を求める
- (2) 表彰の次年度以降は本会の年間会費を減免する
- (3) 本会主催の総会・式典等の主要行事に招待する

(規程の変更)

第6条 この規程は理事会の議決を経なければ変更する事が出来ない。

(補則及び附則)

この規定は、平成11年3月6日から施行する。

慶 弔 規 程

(目 的)

第1条 この規定は、社団法人岐阜県臨床検査技師会(以下「本会」という。)が会員、その他にたいする見舞いおよび慶祝ならびに弔慰について定める。

(対 象)

第2条

- (1) 本会の正会員(以下「会員」という。)とする。
- (2) 本会が関係する団体等の慶弔。

(慶 祝)

第3条

- (1) 会員が結婚する場合は、祝電をもって慶祝する。
- (2) 本会が関係する団体等の慶祝行事は、会長が必要と認めたときに限り参加する。

(見 舞)

第4条 会員が一ヶ月以上疾病あるいは不慮の事故により入院加療した場合は、3,000円の見舞金を贈る。

(弔 慰)

第5条

- (1) 会員が死亡した場合は、会長または会長代理が弔慰を行うこととし、生花一对ならびに弔慰金10,000円を贈る。ただし、会務執行上で死亡した場合、または会に特別の功労があった場合は理事会の議を経て別に決定するものとする。
- (2) 会長配偶者の死亡については弔電をもって弔慰をあらわす。
- (3) 本会と密接な関係を有する団体葬ならびに個人葬には参加する。

(特 例)

第6条 第3条、第4条および第5条に定めない事例が生じた場合、または関係団体等の慶弔金等は、会長が理事会に図り、議を経て決する。

ただし、急を要する事例は会長専決とし次期理事会で承認を得るものとする。

(令一の連絡)

第7条 第3条、第4条、第5条および第6条の事例が発生した場合は、会員施設連絡責任者または地区担当理事が速やかに本会事務局に連絡するものとする。

(会長への伝達)

第8条 会員への慶弔等事例発生伝達は、必要に応じ本会が行うものとする。

(規程の改定)

第9条 この規程は、理事会の決議を経なければ改定することができない。

(附 則)

この規定は、平成10年7月6日から施行する。

臨床衛生検査資料館運営委員会規則

(名 称)

第1条 この会は、臨床衛生検査資料館運営委員会(以下「会」という)と称する。

(事務所及び資料館の所在地)

第2条 この会の事務所は、社団法人岐阜県臨床検査技師会(以下「県技師会」という)事務局に置き、資料館は、岐阜県関市平賀字長峰795番地岐阜医療科学大学内に置く。

(目 的)

第3条 この会は、臨床検査、衛生検査に使用された機械器具及び文献等蓄積された歴史的に価値ある物品の展示保管管理に関する事項を協議し、資料館の適切な運営を図ることを目的とする。

(組 織)

第4条 この会は、県技師会会員をもって組織する。

(委 員)

第5条 この会に次の委員を置く。

委員長 1名 委員 若干名

(委員長及び委員選出方法)

第6条 委員長は、県技師会長をもってあてる。

2 委員は、委員長が委嘱する。

(職 務)

第7条 委員長は会務を総括し、会議の議長となる。

2 委員は、会の運営及び庶務、会計事務を分担する。

(任 期)

第8条 委員長及び委員の任期は、2年とし再任を妨げない。

(顧 問)

第9条 この会に顧問を置くことができる。

顧問は、学識経験者とし委員長が委嘱する。

(会 議)

第10条 会議は、定例日を定めず、必要により委員長が招集する。

2 必要あるときは、岐阜医療科学大学の役職員、又はその他の者に出席を要請することができる。

(会 計)

第11条 この会の運営管理に要する経費は、県技師会が負担し、会費の徴収は行わない。

(規則の変更及び改廃)

第12条 この規則の変更及び改廃は、県技師会理事会の議決によるものとする。

(附 則)

この規則は、昭和55年3月16日から施行する。